

平成 28 年第 6 回にかほ市議会臨時会会議録（第 1 号）

1、平成 28 年 11 月 30 日第 6 回にかほ市議会臨時会がかほ市役所象潟庁舎議場に招集された。

1、招集議員は次のとおりである。

2 番	渡 部 幸 悦	3 番	佐々木 雄 太
4 番	佐々木 春 男	5 番	奥 山 収 三
6 番	伊 藤 知	7 番	伊 藤 竹 文
8 番	飯 尾 明 芳	9 番	市 川 雄 次
10 番	佐々木 弘 志	11 番	佐々木 平 嗣
12 番	小 川 正 文	13 番	伊 東 温 子
14 番	鈴 木 敏 男	15 番	佐々木 正 明
16 番	宮 崎 信 一	17 番	加 藤 照 美
18 番	佐 藤 元	19 番	佐 藤 文 昭
20 番	菊 地 衛		

1、本日の出席議員（ 19 名 ）

2 番	渡 部 幸 悦	3 番	佐々木 雄 太
4 番	佐々木 春 男	5 番	奥 山 収 三
6 番	伊 藤 知	7 番	伊 藤 竹 文
8 番	飯 尾 明 芳	9 番	市 川 雄 次
10 番	佐々木 弘 志	11 番	佐々木 平 嗣
12 番	小 川 正 文	13 番	伊 東 温 子
14 番	鈴 木 敏 男	15 番	佐々木 正 明
16 番	宮 崎 信 一	17 番	加 藤 照 美
18 番	佐 藤 元	19 番	佐 藤 文 昭
20 番	菊 地 衛		

1、本日の欠席議員（ な し ）

1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	佐 藤 信 夫	班 長 兼 副 主 幹	加 藤 潤
主 事	土 井 絵 里 香		

1、地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

市 長	横 山 忠 長	副 市 長	須 田 正 彦
教 育 長	齋 藤 光 正	総 務 部 長 (危機管理監)	齋 藤 洋
財 務 部 長	佐 藤 正 春	市 民 福 祉 部 長 (福祉事務所長)	伊 東 秀 一
農林水産建設部長	佐 藤 均	商 工 観 光 部 長 (地方創生政策監)	佐 藤 克 之
教 育 次 長	齊 藤 義 行	ガ ス 水 道 局 長	佐 藤 次 博
消防長兼消防署長	伊 藤 伸 司	会 計 管 理 者	浅 利 均
総務部総務課長	佐 藤 喜 仁	企 画 課 長	佐々木 俊 哉
財 政 課 長	佐々木 俊 孝	税 務 課 長	山 田 克 浩
会 計 課 長	加 藤 信 子	建 設 課 長	土 門 保
管 理 課 長	渋 谷 憲 夫	消 防 次 長 兼 警 防 ・ 予 防 課 長	本 間 徳 之

1、本日の議事日程は次のとおりである。

議事日程第1号

平成28年11月30日(水曜日)午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 報告第8号 専決処分報告について(専決第10号)
- 第4 議案第114号 にかほ市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第5 議案第115号 にかほ市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第6 議案第116号 にかほ市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第7 議案第117号 にかほ市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第8 議案第118号 平成28年度にかほ市一般会計補正予算(第4号)について
- 第9 議案第119号 平成28年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定補正予算(第3号)について
- 第10 議案第120号 平成28年度にかほ市簡易水道特別会計補正予算(第2号)について
- 第11 議案第121号 平成28年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について
- 第12 議案第122号 平成28年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)について
- 第13 議案第123号 平成28年度にかほ市ガス事業会計補正予算(第3号)について
- 第14 議案第124号 平成28年度にかほ市水道事業会計補正予算(第2号)について

第15 議決事件の字句、数字等の整理の件

1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

議事日程第1号に同じ

午前10時00分 開 会

●議長（菊地衛君） ただいまの出席議員は19人です。定足数に達していますので、会議は成立します。ただいまから平成28年第6回にかほ市議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告します。地方自治法第121条の規定に基づく出席者は、お手元に配付のとおりです。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第86条の規定によって、19番佐藤文昭議員、2番渡部幸悦議員を指名します。

日程第2、会期の決定の件を議題にします。議会運営委員長の報告を求めます。市川雄次議会運営委員長。

【議会運営委員長（9番市川雄次君）登壇】

●議会運営委員長（市川雄次君） おはようございます。私からは、先日の11月24日木曜日午前10時より開かれました議会運営委員会の話し合いの結果について、御報告をさせていただきたいと思っております。

まず、本日提案されたものにつきましては、報告1件、議案11件の計12件となっております。お手元に配付のとおりでございます。

本日の議案については、委員会付託とすることなく、本会議において説明、質疑、討論、採決をしたいと思います。会期については本日1日間といたします。

なお、採決については、全案件について起立採決で行いたいと思っております。

以上が議会運営委員会で決定した事項でございます。以上です。

●議長（菊地衛君） これから議会運営委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 質疑なしと認めます。これで議会運営委員長の報告に対する質疑を終わります。

お諮りします。会期は、議会運営委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、会期は議会運営委員長の報告のとおり、本日1日間に決定しました。

次に、議案の付託についてお諮りします。本日提出されている議案第114号から議案第124号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、本会議において決したいと思っております。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定します。

日程第3、報告第8号専決処分の報告について（専決第10号）の報告1件、日程第4、議案第114号にかほ市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についてから日程第14、議案第124号平成28年度にかほ市水道事業会計補正予算（第2号）についてまでの議案11件、計12件を一括議題とします。

朗読を省略して、当局から報告及び提案理由の説明を求めます。市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） おはようございます。今日は臨時会に御参集をいただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、臨時会に提出しております議案の要旨について御説明を申し上げます。

報告第8号専決処分の報告について（専決第10号）でございます。

平成28年9月27日に発生した草刈り作業中の車両損害事故について、平成28年10月6日付で賠償額の決定について専決処分を行ったことから、地方自治法第180条第2項の規定に基づき報告するものでございます。

議案第114号にかほ市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について及び議案第115号にかほ市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について並びに議案第116号にかほ市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございます。

以上3件は、市議会議員及び特別職で常勤であるもの並びに教育長の期末手当の支給率について、一般職の職員に準じて改定を行うため、条例の一部を改正しようとするものでございます。

議案第117号にかほ市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございます。

秋田県人事委員会の勧告に準じて、一般職の職員の給与、勤勉手当及び扶養手当を改定するため、条例の一部を改正しようとするものでございます。

議案第118号平成28年度にかほ市一般会計補正予算（第4号）についてでございます。

既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ1,821万4,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ144億3,338万6,000円とするものでございます。

補正の内容は、条例改正に伴う給与等の人件費の計上や、それに伴う各会計への繰出金、人事異動等による人件費の調整のほか、消防費では消防ポンプ車の修繕料147万5,000円を増額するものでございます。

なお、歳入歳出の調整については、歳入で財政調整基金繰入金を1,821万4,000円増額して行っております。

議案第119号平成28年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定補正予算（第3号）についてでございます。

既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ18万8,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ7,817万7,000円とするものでございます。条例改正に伴う給与等人件費を計上したものでございます。

なお、歳入歳出の調整については、歳入で財政調整基金繰入金を18万8,000円増額して行っております。

議案第120号平成28年度にかほ市簡易水道特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ11万9,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ6億3,821万7,000円とするものでございます。条例改正に伴う給与等人件費を計上したものでございます。

なお、歳入歳出の調整については、歳入で一般会計繰入金を11万9,000円増額して行っております。

議案第121号平成28年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ8万4,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ11億4,854万1,000円とするものでございます。同じく条例改正に伴う給与等人件費を計上したものでございます。

なお、歳入歳出の調整については、歳入で一般会計繰入金を8万4,000円増額して行っております。

議案第122号平成28年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ2万1,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ4億3,711万5,000円とするものでございます。これも同じく条例改正に伴う給与等人件費を計上したものでございます。

なお、歳入歳出の調整については、歳入で一般会計繰入金を2万1,000円増額して行っております。

議案第123号平成28年度にかほ市ガス事業会計補正予算（第3号）についてでございます。これも同じく条例改正に伴う給与等人件費を計上したものであり、収益的支出については、収益的支出の予定額に10万6,000円を追加し、収益的支出の総額を5億1,618万4,000円とするもので、資本的支出については、資本的支出の予定額から7,000円を減額し、資本的支出の総額を1億5,482万円とするものでございます。

議案第124号平成28年度にかほ市水道事業会計補正予算（第2号）についてでございます。これも同じく条例改正に伴う給与等人件費を計上したものであり、収益的支出については、収益的支出の予定額に2万3,000円を追加し、収益的支出の総額を4億8,684万2,000円とするもので、資本的支出については、資本的支出の予定額に2万4,000円を追加し、資本的支出の総額を4億1,121万3,000円とするものでございます。

以上、議案の要旨について御説明を申し上げましたが、補足説明については担当の部課長等が行いますので、よろしく御審議をいただき、承認並びに可決決定くださるよう、お願いをいたします。

●議長（菊地衛君） 次に、担当部長から補足説明を行います。

報告第8号について、農林水産建設部長。

●農林水産建設部長（佐藤均君） おはようございます。それでは、私の方から報告第8号専決処分
の報告について（専決第10号）についての補足説明をいたします。

議案綴りの2ページをお開きください。

専決第10号の事故の経緯について御説明申し上げます。

平成28年9月27日の午前11時10分ごろ、建設課臨時職員がにかほ市大竹地内で市道の草刈り作業を
していたところ、小石が道路側に跳ね上がり、通過しようとした車両の助手席ドアガラスに当たり、
破損させたものでございます。

幸い運転者には被害が及ばず、大事に至りませんでした。

賠償金額が確定し、平成28年10月6日付で諸手続を終えましたので、同日に専決処分をしたところ
でございます。

草刈り作業による小石などの跳ね上がる事故は過去にも発生しており、飛散防止の板を使用する
か交通整理員の合図により作業の手をとめるなどの注意を図ってまいりましたが、当日は、そのよ
うな措置をとっておらず、今回再び事故を発生させてしまいました。深くおわび申し上げますとど
もに、今後は再発することのないよう、安全な施業方法を徹底してまいりたいと考えております。

以上でございます。

●議長（菊地衛君） 次に、議案第114号から議案第117号について、総務部長。

●総務部長（危機管理監）（齋藤洋君） おはようございます。それでは、初めに議案第114号から
議案第117号の条例改正につきまして、一括して補足説明をいたします。

日程が本日一日限りとなっておりますので、なるべく詳しく説明をさせていただきます。

初めに、本年度の国の人事院勧告につきましては、官民の給与格差を解消するため、若年層を中
心に月例給で平均0.2%の引き上げを行うとともに勤勉手当の支給月数を0.1月引き上げ、期末手当
と合わせた年間支給月数を現行の4.2月から4.3月とするほか、扶養手当については、配偶者に係る
手当額を他の扶養親族に係る手当額と同額まで減額し、子に係る手当額を引き上げるなどの勧告が
行われております。

これに伴う法律改正が去る11月16日に国会において可決され、同24日に公布されております。

一方、秋田県人事委員会では、県内における月例給の官民格差0.11%、額にいたしまして411円を
解消するため、国と同様に、若年層を中心に引き上げ、期末勤勉手当については、民間のボーナス
の支給率にあわせまして年間支給月数を0.05月引き上げ4.10月とするほか、扶養手当について国と
同様に、配偶者に係る手当額を他の扶養親族に係る手当額と同額まで減額しまして、子に係る手当
額を引き上げるなどの勧告がされております。

昨日、11月29日に平成28年第2回定例会12月県議会に関係条例の改定議案が上程されております。
こうしたことから、にかほ市としては、国の勧告、県の勧告とそれぞれあるわけでございますけれ
ども、県の勧告が地域の実情を職員の給与水準に適切に反映できると判断いたしまして、これまで
の対応と同じように、秋田県人事委員会の勧告内容に準拠した形で、また、県が12月県議会に提案
している内容に倣い、本市職員等の給与改定等を提案することとしたものでございます。

次に、改正の内容について御説明いたします。

議案綴りの3ページから8ページになります。

議案第114号、議案第115号、議案第116号につきましては、先ほど市長からも提案理由の説明がございましたが、それぞれ市議会議員、市長、副市長並びに教育長へ支給する期末手当について、一般職に準じて改定しようとするものでございます。

改正の内容につきましては、それぞれの条例における期末手当の支給月数を、一般職の勤勉手当支給月数の0.05月引き上げと同様に、現行の100分の150から100分の152.5に0.025月を均等に引き上げることにより、6月と12月を合わせ年間で0.05月引き上げるものでございます。

また、それぞれの条例において加える附則の1項につきましては、平成28年12月に支給する期末手当に関する特例措置として、本年12月の期末手当の支給に限り、改正後の支給率100分の152.5を100分の155として支給する規定であります。これにより、平成28年の期末手当の年間支給月数は、現行の3.0月から0.05月を上げた3.05月となるものでございます。

なお、附則では、これらの条例の施行を平成28年12月1日としております。

続きまして、9ページをお開きください。

議案第117号にかほ市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について、説明をいたします。

先ほど申し上げましたとおり、本市では、秋田県に準じた改正内容としておりますが、その内容は大きく三つに分けられております。

一つ目は、平成28年12月以降の勤勉手当の支給率を改定しようとするもので、10ページの第1条において、一般職の職員給与条例について、字句の整理を含め改正するものでございます。

二つ目は、今年度における官民の格差を解消するために給料の改定を行うもので、10ページから25ページまでの第2条におきまして改定するものでございます。

三つ目としまして、25ページから26ページの第3条において、一般職の扶養手当の額について改定するものでございます。

それでは、戻りまして10ページをお開きください。

第1条、にかほ市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてであります。

第26条第2項の改正については、一般職の勤勉手当の支給月数の改正になります。現行6月、12月とも100分の77.5とあるのを100分の80に改めようとするものでございます。6月と12月の支給月数を均等に0.025月引き上げることによりまして、年間の支給月数が0.05月引き上げられることとなります。また、あわせて字句の整理も行うものでございます。

附則第20項の改正につきましては、55歳以上の職員で1%減額となる勤勉手当の額を算定するために用いる率について、勤勉手当支給月数の改定にあわせ整理をするものでございます。

次に、第2条でございますが、附則第17項の改正につきましては、55歳以上の職員の給料を減ずる期間を秋田県と同様の期間にあわせるため改正しようとするものでございます。

附則第21項を加える改正についてでございます。県内における官民格差を解消するため、秋田県と同様に給料表の額に100分の0.81%を加算した額を給料月額とするほか、教育委員会の割愛職員に対する適用の規定を本年1月の改正と同じように加えるものでございます。

また、給料表につきましては、10ページから25ページの別表第1から別表第4のように、秋田県人事委員会の勧告のとおり、国と同様の給料表に改正しようとするものでございます。

続いて、25ページをご覧ください。

第3条でございます。扶養に関し、第8条第2項の扶養親族の種類を、そして、第3項では、扶養親族の種類に対する手当の額を見直し、改正しようとするものでございまして、扶養親族の種類につきましては、現行では子及び孫とあったものを子と孫を別個のものとして区分けするほか、手当の額では、配偶者について現行の1万3,000円を父母等その他扶養親族と同額の6,500円に引き下げ、子については現行の6,500円から1万円に引き上げる改定をしようとするものでございます。

また、これらの改正にあわせ、配偶者のない職員にあっては、現行の扶養親族1人につき1万1,000円を配偶者のある職員と同様に、子については1万円に、父母等その他扶養親族については6,500円に、それぞれ引き上げるものでありまして、これにより扶養手当の額は、配偶者の有無にかかわらず、子については1人につき1万円、配偶者及び父母等のその他の扶養親族については1人につき6,500円となります。

第9条の改正は、扶養親族の届け出等に係る改正と字句の整理を行うものでございます。

次に、26ページの附則第1項についてでございます。

施行期日等に関する規定でございまして、この条例は平成28年12月1日からの施行とするものでありますけれども、第2条の給料についての改正規定にあっては、本年平成28年4月1日に遡及して適用するものとし、第3条の扶養手当に関する改正規定は、来年平成29年4月1日から施行するものと定めております。

附則第2項におきましては、第1条の勤勉手当の改正規定にかかわらず本年平成28年12月に支給される勤勉手当の支給月数を100分の82.5とするもので、これにより平成28年度に支給される期末勤勉手当を合わせた年間支給月数は0.05月引き上げられ、4.10月となるものでございます。

また、附則第20項で規定する55歳以上の職員の勤勉手当から減額する額を算定するために用いる率につきましては、あわせて整理をするものでございます。

附則第3項でございますが、これは給料の改定に伴う遡及適用があることから、11月までに支給された給料、勤勉手当につきましては、改正後におけるこれらの規定によって支給された給与の内払いとなることを定めております。

附則第4項では、平成29年4月1日の施行としている扶養手当の改正につきまして、平成29年度の平成30年3月31日までの間における扶養手当の額を、配偶者については6,500円となることを1万円とし、子については1万円となることを8,000円とし、配偶者のない職員の扶養親族につきましては6,500円となることを子については1万円、父母等については9,000円とすることで、手当額の改正幅を緩和するための特例を規定しております。

最後に、28ページの附則第5項でございますが、本年1月に議決をいただきました一般職の職員給与条例の一部改正条例を更に改正しようとするものでありまして、本年1月に改正した総合的見直し後の給料表の切り替えによって給料月額が引き下げとなる場合は、現給を補償する規定について所要の整理を行うため、その一部を改正しようとするものでございます。

次に、お手元に配付しております資料A3版の二枚ものになりますけれども、こちらの資料で説明をさせていただきます。

内容は、ここまで説明いたしました改正内容について、数的にあらわしたものでございます。

初めに、資料の一つ目でございます。

議案第114号関係で議員報酬の条例改正に伴う期末手当比較表でございます。支給月数は、平成28年（現行）がA欄のとおりになっております。6月が1.5月、12月が1.5月、合計で3.0月となっておりますが、改正後は、右の方にいきまして、C欄のとおり6月、12月とも1.525月で合計3.05月となります。

なお、平成28年12月に支給される期末手当については、特例によりまして、B欄のとおり0.05月加算された1.55月となりまして、平成28年においても合計3.05月の支給月数となるものでございます。

これに伴う支給金額を議長、副議長、議員別に載せておりますけれども、一番下のところに議員1人当たりの支給金額を載せてございます。今回の改正による平成28年12月の期末手当は、議員1人当たりでは、現行の43万1,250円が特例措置によりましてB欄の44万5,625円の支給となり、その差し引き増減額B－A欄になりますけれども、1万4,375円、平成29年度以降は、C欄に記載のとおりとなります。

次に、二つ目の表でございます。

議案第115号、議案第116号関係になります。市長等特別職の給与条例改正に伴う期末手当比較表でございます。金額は議員の皆さんと違いますけれども、同様の改正となりますので説明は割愛させていただきます。

次に、その下、三つ目の表でございます。

議案第117号関係であります。一般職の給与条例改正に伴う給料月額、期末勤勉手当比較表でございますが、上段の表は期末勤勉手当支給率の状況でございます。表にあるとおり、平成28年12月の勤勉手当を0.05月引き上げ0.825月としております。中段の表は、期末勤勉手当支給額となります。表の縦に支給月を、表の横に平成28年現行、平成28年特例適用による額、差し引き増減額、1人当たりの平均増減額としております。

本表において6月の期末勤勉、それから12月の期末手当については、支給月数の改定はないわけでありまして、表中の差し引き増減額は、本俸、要するに給料月額の改正によりまして跳ね返りがあることで数字が出ております。

それから、12月の勤勉手当では、0.05月引き上げられますので、本俸跳ね返り分を含め、1人当たり平均増減額としては1万6,451円となりまして、年間の合計額では1万8,442円となるものでございます。

下段の表、一般職の給料についてでございます。改定額合計は、年度当初からの職員数313人の総額となっております。給料表の平均改定率は0.2%の引き上げとなっております。若年層に重点を置いた引き上げ改定になります。改定の幅は、1級、2級、3級の下位の号級、いわゆる若年者において最大1,456円、3級以上の級の上位の号級、いわゆる高年齢者では、最小で226円の引き上げとなっ

ております。

今回の改定では、現行の給料と比較した一般職給料の改定額合計では271万6,409円、月額で22万6,367円となり、職員数313人で割りますと1人当たりの改定額は8,679円、月額に換算しますと723円となります。

次に、資料の2枚目になります。

4番目の表でございます。今回の給与改定による影響例でございますが、年齢別に5人の職員の給料、期末手当、勤勉手当の改定による差額を載せております。これによりますと給料につきましては例1の主事23歳で1万7,349円の引き上げなど、先ほど来申し上げておりますが、若年者に有利な改定となっております。しかしながら、例3から例5のように中堅層から高年齢におきましては、本年1月に改正した総合的見直しに伴う現給補償がされていることもありまして、給料表改定による反映額は1月昇給による3ヵ月分の少額、もしくは反映に至らない階層もございます。期末手当の反映額も年内支給のため生じないというものでございます。

なお、勤勉手当は、支給月数が0.05月引き上げとなったことから、計算上では例5の課長級55歳で2万3,161円など高齢者の差額が大きいこととなりますけれども、合計額の比較では例2の主任32歳で3万2,953円と、全体では若年者に配慮した改正となっております。

最後に、5番目の表でございます。

一般職の給与条例改正に伴う扶養手当額の見直し、特例措置につきましてでございますが、さきの改正内容の説明のとおり、扶養手当額の改正幅を緩和するための特例措置について表であらわしたものでございます。

長くなりましたけれども、説明は以上でございます。

- 議長（菊地衛君） 次に、議案第118号について、初めに総務部に関することは総務部長。
- 総務部長（危機管理監）（齋藤洋君） それでは、議案第118号平成28年度にかほ市一般会計補正予算（第4号）中、総務部関係について補足説明をいたします。

今回の補正予算は、先ほど条例改正のところで説明しました給与改定による人件費が主なものでございまして、各款項目ごとの個別の説明は割愛させていただきますけれども、その中で若干の補足をさせていただきます。

補正予算書の25ページをお開きください。

(2)の給料及び職員手当の増減額の明細でございます。

今回の補正で給料が256万8,000円の増となっておりますが、これは全て給与改定に伴うものでございます。また、その下の職員手当におきましては、1,061万2,000円の増となります。内訳は、今回の制度改正に伴う増減分として519万5,000円の増、その他の増減分としまして541万7,000円の増額となっております。

補足は以上でございます。

- 議長（菊地衛君） 次に、消防本部に関することは消防長。
- 消防長兼消防署長（伊藤伸司君） それでは、議案第118号平成28年度にかほ市一般会計補正予算（第4号）、消防費修繕料について説明します。

補正予算書の19ページ、上の方をご覧ください。

このたびの補正は、消防署ポンプ車1のギアの一部が破損し、その破損した部分がエンジン内に侵入したことで走行に支障を来すことが判明したためによる修繕費の補正です。

修繕内容としては、破損したギアの交換及び侵入したギア部分の除去のため、一旦エンジン部分を解体して除去、清掃を行い、再度エンジン部を組立、設置することが主な内容です。

整備業者より診断してもらったところ、ギア等の部品の搬入が12月初旬で、搬入後の整備、修繕が12月中旬になるとのことから、このたびの臨時議会で修繕費用147万5,000円の補正予算を計上するものであります。以上です。

●議長（菊地衛君） 次に、議案第119号から議案第124号について、総務部長。

●総務部長（危機管理監）（齋藤洋君） それでは、議案第119号から議案第124号の各特別会計等の補正予算につきまして、補足と言いますか申し述べます。

今回の給与改定による人件費等の調整となっておりますので、これにつきましては特に補足することはございません。以上でございます。

●議長（菊地衛君） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑には自己の思いや意見を入れないようにしてください。

なお、発言は自席で行ってください。

議案第114号にかほ市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についてから議案第124号平成28年度にかほ市水道事業会計補正予算（第2号）についてまでの11件の質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 質疑なしと認めます。これで議案第114号から議案第124号まで11件の質疑を終わります。

これから討論、採決を行います。

初めに、議案第114号にかほ市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についての討論を行います。

初めに、原案に反対者の発言を許します。4番佐々木春男議員。

【4番（佐々木春男君）登壇】

●4番（佐々木春男君） 議案第114号に反対の立場から発言いたします。

アベノミクスは、未だ道半ばと言っておりますが、一部の大企業には大きく利益が回っている中、働き方が不安定な非正規労働者が増加しているなど、私たち市民にはその実感がないのが現状です。

その上、介護保険制度では、介護度1、2を制度から外したり利用料を高めたり、老後の生活の基礎であります年金が限りなく下がる年金に形を変え、国会を通過しようとしております。

そのように市民の暮らしが圧迫されている中で、前には報酬を大幅に上げ、今回はそこその額ではございますが手当を上げることは、到底市民の理解を得られるものではないと考えます。よって、この議案には反対します。

また、これに関連する予算が計上されております第118号議案は、消防費など賛成するところもあ

りますが、議案第114号に関するところがありますことから、反対することを表明して討論といたします。

●議長（菊地衛君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） ほかに討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 討論なしと認めます。これで議案第114号についての討論を終わります。

これから議案第114号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（菊地衛君） 起立多数です。したがって、議案第114号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第115号にかほ市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第115号についての討論を終わります。

これから議案第115号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（菊地衛君） 起立多数です。したがって、議案第115号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第116号にかほ市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第116号についての討論を終わります。

これから議案第116号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（菊地衛君） 起立多数です。したがって、議案第116号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第117号にかほ市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第117号についての討論を終わります。

これから議案第117号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（菊地衛君） 起立多数です。したがって、議案第117号は、原案のとおり可決されました。
次に、議案第118号平成28年度にかほ市一般会計補正予算（第4号）についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第118号についての討論を終わります。
これから議案第118号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（菊地衛君） 起立多数です。したがって、議案第118号は、原案のとおり可決されました。
次に、議案第119号平成28年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定補正予算（第3号）についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第119号についての討論を終わります。
これから議案第119号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（菊地衛君） 起立多数です。したがって、議案第119号は、原案のとおり可決されました。
次に、議案第120号平成28年度にかほ市簡易水道特別会計補正予算（第2号）についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第120号についての討論を終わります。
これから議案第120号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（菊地衛君） 起立全員です。したがって、議案第120号は、原案のとおり可決されました。
次に、議案第121号平成28年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第121号についての討論を終わります。
これから議案第121号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（菊地衛君） 起立全員です。したがって、議案第121号は、原案のとおり可決されました。
次に、議案第122号平成28年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第122号についての討論を終わります。

これから議案第122号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（菊地衛君） 起立全員です。したがって、議案第122号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第123号平成28年度にかほ市ガス事業会計補正予算（第3号）についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第123号についての討論を終わります。

これから議案第123号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（菊地衛君） 起立全員です。したがって、議案第123号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第124号平成28年度にかほ市水道事業会計補正予算（第2号）についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第124号についての討論を終わります。

これから議案第124号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（菊地衛君） 起立全員です。したがって、議案第124号は、原案のとおり可決されました。

日程第15、議決事件の字句、数字等の整理の件を議題とします。

お諮りします。にかほ市議会会議規則第43条により、議会で議決された議案において、その条項、字句、数字その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成28年第6回にかほ市議会臨時会を閉会します。

午前10時53分 閉 会